

周南市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

周南市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市国民健康保険条例の一部を改正する条例

周南市国民健康保険条例（平成15年周南市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第29条」の次に「及び第29条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同号オ中「保険事業」を「保健事業」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項の規定による繰入金及び」を「第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金並びに」に改める。

第20条中「第29条」を「第29条第1項」に、「63万円」を「65万円」に改める。

第20条の2中「第29条」の次に「及び第29条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第20条の10中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条中「第24条」を「次条」に改める。

第29条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第2項中「第16条第1項第3号」を「第16条第2項及び第3項」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

第29条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第29条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第

- 19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。
- 2 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
 - 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第19条」とあるのは「第20条の5又は第20条の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第20条の5第2項」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第20条の5第3項」と読み替えるものとする。
 - 4 当該年度において、第29条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第16条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第29条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額
 - (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）
 - 5 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
 - 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第19条」とあるのは「第20条の5又は第20条の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第20条の5第2項」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第20条の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第20条、第20条の10、第29条（第2項を除く。）及び第29条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第29条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第35条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>法第81条の2第4項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第81条の2第9項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ <u>保険事業</u>に要する費用の額</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第29条<u>及び第29条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第35条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>法第81条の2第5項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第81条の2第10項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ <u>保健事業</u>に要する費用の額</p> <p>カ (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p>

現行

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) (略)

(基礎賦課限度額)

第20条 第14条又は第17条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の基礎賦課額と第17条の基礎賦課額との合算額をいう。第28条及び第29条において同じ。）は、63万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第20条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第29条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第35条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第

改正案

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) (略)

(基礎賦課限度額)

第20条 第14条又は第17条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の基礎賦課額と第17条の基礎賦課額との合算額をいう。第28条及び第29条第1項において同じ。）は、65万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第20条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第29条及び第29条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第35条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額

現行	改正案
<p>2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第20条の10 第20条の3又は第20条の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第20条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第20条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第28条及び第29条第1項において同じ。）は、<u>19万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第23条 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、<u>第24条</u>の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第20条の10 第20条の3又は第20条の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第20条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第20条の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第28条及び第29条第1項において同じ。）は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第23条 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、<u>次条</u>の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>

現行

(保険料の減額)

第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第17条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合は、63万円）とする。

(1)～(3) (略)

2 第16条第1項第3号の規定は、前項各号ア及びイに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条」とあるのは「第20条の3又は第20条の6」と、「63万円」とあるのは「19万円」と、前項中「第16条」とあるのは「第20条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条」とあるのは「第22条」と、「63万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第24条」と読み替える

改正案

(低所得者の保険料の減額)

第29条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条又は第17条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合は、65万円）とする。

(1)～(3) (略)

2 第16条第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第17条」とあるのは「第20条の3又は第20条の6」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、前項中「第16条」とあるのは「第20条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条又は第17条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第24条」と読み替える

現行

改正案

ものとする。

ものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第29条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第19条」とあるのは「第20条の5又は第20条の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第20条の5第2項」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第20条の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第29条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を

現行

改正案

控除して得た額とする。

(1) 第16条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第29条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

5 第16条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第16条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第19条」とあるのは「第20条の5又は第20条の8」と、「第16条第2項」とあるのは「第20条の5第2項」と、前項中「第16条第3項」とあるのは「第20条の5第3項」と読み替えるものとする。